

写

北労発基第 251033-2 号  
平成 25 年 7 月 24 日

北海道知事 殿

厚生労働省北海道労働局長



### つり足場の崩壊による労働災害の防止対策の徹底について

建設工事における労働災害の防止については、かねてからその徹底を図ってきたところであります。去る 7 月 16 日、岩見沢市内の橋梁補修工事現場において、別添のとおり、地覆コンクリート解体作業中に、橋梁側面に沿って組み立てられたつり足場が崩壊し、足場上で作業をしていた 4 名のうち 3 名が足場とともに墜落し、うち 1 名が死亡するという重大災害が発生したところであります。

本災害の原因については現在調査中ですが、同種災害が発生しないよう、貴機関におかれましても、橋梁補修工事等でつり足場を設置して作業を行う場合に、下記事項に留意の上作業が行われるよう、受注事業者等に対し周知徹底されるとともに、発注に当たりましてご配慮いただくようお願いします。

#### 記

- 1 作業に使用するつり足場については、あらかじめ設置条件及び荷重条件を考慮して強度計算を行った上で組立図を作成するとともに、当該組立図に基づき組み立てること。
- 2 つり足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、これを超えて積載しないこと。また、最大積載荷重を労働者に周知すること。
- 3 つり足場については、点検のための責任者を定め、その日の作業開始前に、足場の主要部材等が組立図どおりであることを確認するとともに、支柱(建地)、はり(布、腕木)又は筋かい等の緊結部のゆるみの状態等を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修すること。また、つり足場の組立、変更等の作業にあたっては、足場の組立等作業主任者に直接指揮させること。
- 4 つり足場を使用して橋梁補修工事等を行うときには、事前に作業方法及び順序、使用する機械等の種類及び能力、立入禁止区域の設定、部材の落下又は倒壊防止、作業に従事する労働者の危険を防止するための設備の方法等についての作業計画を定め関係者に周知徹底すること。

別添

橋梁補修工事現場でつり足場が崩れ作業員が転落し死亡

1 災害発生日時

平成25年7月16日（火）午後2時40分頃

2 災害発生場所

岩見沢市下志文町（中幌向一岩見沢線 岩栗橋）

3 工事概要

橋の高欄取換、橋底のコンクリート補修を行う橋梁補修工事

4 被害状況

死亡1名、休業2名（軽傷）

5 災害発生状況

橋長94mの「岩栗橋」の補修工事現場において、橋の地覆コンクリート（橋の欄干の外側に突き出たコンクリート部分）を解体作業中、橋の側面に沿って設置したつり足場上で、作業員4名が解体したコンクリートガラをフレコンバックに詰める作業を行っていたところ、つり足場（延長94m）が全長にわたって崩壊し、作業員1名が約8m、2名が約4m下の河川へ墜落し、1名が死亡、2名が打撲の軽傷、1名が足場部材にしがみつき助かったもの。

災害発生時、地覆コンクリート上で5名がエアピックで解体作業を行っていた。

(注意) 上記災害発生状況等は現在調査中であり、確定したものではない。